## 学校感染症による出席停止のお知らせ

学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。(出席停止期間は欠席扱いにはなりません)医師から登校の許可を受けるまでご家庭にて十分休養をしてください。

医師の登校許可が出ましたら、下記の「登校許可書」に保護者の方が必要事項を記入して学校へ提出してください。(医師の証明・診断書等は必要ありません。)

### ○主な感染症の出席停止期間○

	病名	出席停止期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を 経過するまで (基準は裏面の早見表①をご覧ください)
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線、又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん (三日ばしか)	発しんが消失するまで
6	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	新型コロナウイルス感染症	治癒するまで(基準は裏面早見表②を参考になさってください)
9	結核、髄膜炎菌性髄膜炎、溶連菌感染症、 手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、 マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸 管出血性大腸炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染の恐 れがないと認めるまで

# 登 校 許 可 書

#### 日の出町立平井小学校長様

	( <u>)</u>									
   病 名					インフル	エンザの場合	(○をつけて	てください)		
						A型	• B型	<ul><li>不明</li></ul>		
医師診断日			令和	年	月	日				
山虎传小州周	令和	年	月	日 ~	令和	年	月	目		
出席停止期間	*新型コロナウイルス感染症については、濃厚接触者としての待機期間中に発症した場合、発症日~ 治癒するまでの日付をご記入ください。									
医療機関名										

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

年	組	児童氏名

保護者署名

## 早見表①「インフルエンザ 出席停止期間の基準」

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した	:後5日を経	過した後	
TO ÔÔ	発症後1日目 に解熱した	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			イン	・ ノフルエンザの出席停止
AKA	場合	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		期間	は「発症した後5日を経過
(m)	発症後2日目 に解熱した	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			~~~~~	っつ、解熱した後2日(幼児 っては3日)を経過するま
B <a< td=""><td>場合</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>登校可能</td><td></td><td>ごごで</td><td>す。 症した日からかぞえると、</td></a<>	場合	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		ごごで	す。 症した日からかぞえると、
(20)	発症後3日目 に解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			6日間	引の出席停止が必要という
Cey		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			こなります。その後は、解 と日によって出席停止日
Engle Sul	発症後4日目 に解熱した	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		が延	期されていきます。
Day	場合	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
di il	発症後5日目 に解熱した	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
E <a< td=""><td>場合</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>出席停止</td><td>登校可能</td><td></td></a<>	場合	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

## 早見表②「新型コロナウイルス感染症 出席停止期間の基準」

令和5年1月現在、新型コロナウイルス感染症の待機期間について、「発症日を0日として7日間が経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除」と厚生労働省より示されています。以下は例として参考になさってください。ただし、医師や保健所からの指示がある場合は、そちらに従ってください。

	発症前日	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発熱後翌日に症状 が軽快		発熱	軽快	軽快	軽快	軽快	軽快	軽快	軽快	軽快
1200	登校	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
喉の痛み・咳が出 始めた後5日目に 症状が軽快		喉の痛み	喉の痛み 咳がある	咳が出る	咳が出る	咳が出る	軽快	軽快	軽快	軽快
症状が軽伏	登校	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
無症状だが、抗原検査で陽性判明		検査日	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状
快宜 ご物注刊明	登校	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
濃厚接触者としての 待機期間中に発症、 陽性判明	濃厚接触者 待機期間 (無症状)	喉の痛み がある	発熱	発熱	軽快	軽快	軽快	軽快	軽快	軽快
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能